

暴風警報及び特別警報等の発令時における登下校とスクーリング実施について

1. 登校時に暴風警報等が自宅のある市町村に発令されている場合

・自宅待機

2. 登校時に暴風警報等が北部に発令されている場合

・自宅待機

3. 暴風警報等が北部から解除された場合のスクーリングの扱い

・午前6時までに解除のとき	1限目から実施
・午前11時までに解除のとき	5限目から実施
・午前11時までに <u>解除されないとき</u>	休校

4. 在校時に暴風警報が北部に発令された場合

・原則としてスクーリングは中止
・速やかに帰宅

※ 気象状況、道路状況、交通機関の状況等を総合的に判断して、安全に帰宅できることを最優先する

北部

桑名市、四日市市、鈴鹿市、いなべ市、亀山市
川越町、朝日町、木曾岬町、菰野町、東員町